

“京都を彩る建物や庭園”所有者交流事業企画運営業務委託 募集要領

1 委託業務名

“京都を彩る建物や庭園”所有者交流事業企画運営業務委託

2 事業の趣旨

“京都を彩る建物や庭園”選定物件所有者を対象とする交流会を開催し、各所有者が抱える悩みや知恵を共有できる機会を提供することで、京都が誇る建物や庭園の所有者のさらなる維持・活用を図る意識を高めていくことを目的とする。

3 委託業務内容

別紙「仕様書」のとおり

4 応募資格

応募の資格者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

なお、契約締結後であっても、応募者が以下の条件を満たしていないことが判明した場合には、本市は契約を解除できるものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の11第1項において準用する第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 京都市契約事務規則第4条に規定する一般競争入札有資格者名簿若しくは第22条に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されているものであること。
- (3) 公告の日から応募締切日までの間において、京都市競争入札等取扱要綱第29条の1の規定に基づく競争入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 過去2箇年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的としない法人であること。特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした法人でないこと。
- (6) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。また、法人及びその役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員でないこと。
- (7) 京都市契約事務規則第40条の規定により、本市の承認なしに委託業務内容を他の事業者へ再委託しないこと。
- (8) 本委託事業は、上記事業の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加するものであること。
- (9) 委託事業の実施に当たり許認可や免許等が必要な場合、その許認可や免許等を受けていること又はその見込みがあること。

5 募集期間

令和元年6月5日（水）から令和元年6月17日（月）まで

6 契約条件

- (1) 契約形態
委託契約とする。
- (2) 委託金額の上限

1, 000, 000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(3) 契約期間

契約締結の日の翌日から令和2年1月31日までとする。

(4) 委託費の支払条件

精算払いとする。

(5) その他

ア 企画提案の内容に基づく見積額は、物価の上昇等の正当な理由が無い限り契約時に増額することは認めない。また、提案内容等を勘案して決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らないことに留意すること。

イ 受託候補者となった者は、その地位・権利の譲渡ができないものとし、契約締結後、当該委託業務全ての履行を再委託することは禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ本市の承認を得ることとする。

7 応募手続等

公募に応募するものは、次に示すところにより、別添様式の「“京都を彩る建物や庭園”所有者交流事業企画運営業務委託参加表明書（以下「参加表明書」という。）及び企画提案書等を提出するものとする。

(1) 担当部局（提出先）

〒604-8006

京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町394番地 Y・J・Kビル2階

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課 担当：丸山、岡田

電話：075-366-1498／FAX：075-213-3366

Eメール：bunka-hogo@city.kyoto.lg.jp

(2) 各種必要書類の提出

ア 提出書類及び提出部数

(ア) 参加表明書 1部

(イ) 企画提案書等

a 会社案内 1部

b 企画提案書（任意様式）8部

企画提案書は「“京都を彩る建物や庭園”所有者交流事業企画運営業務」に係る企画提案を行うものとし、様式は特に定めない。内容に関しては、別紙仕様書を十分理解したうえで、8（2）審査基準を参考に作成するものとする。様式は、A4横書き（図表等についてA3を用いることは可能、ただし、A4版に折り畳むものとする）にまとめるものとし、8部ともクリップ等で仮留めして提出すること。

なお、社名、ロゴの記載は表紙のみとすること。

c 見積書（任意様式）1部

提案された業務一切に係る積算根拠を明示すること。

イ 提出期限

参加表明書 令和元年6月14日（金）午後5時（必着）

企画提案書等 令和元年6月17日（月）午後5時（必着）

ウ 提出場所

上記（１）のとおり

エ 提出方法

参加表明書については、郵送、FAX又はEメールとし、企画提案書等については、事前に電話予約のうえ、上記（１）に記載する担当部局・担当者まで、事業内容を説明できる者が直接持参すること。

（３）仕様書等に対する質問

ア 本書及び仕様書等に対して質問できる者は、上記「４応募資格」を満たしている者とする。

イ 質問期限

令和元年6月12日（水）午後5時

※期限後の質問は、一切受け付けない。

ウ 質問に対する回答

令和元年6月13日（木）に京都市のホームページに掲載する。

（４）注意事項

ア 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 失格となる参加表明書及び企画提案書等

参加表明書及び企画提案書等が次の事項の一つ以上に該当する場合には失格となる場合がある。

なお、失格となった場合は、別途通知するものとする。

（ア） 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。

（イ） 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

（ウ） 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

（エ） 虚偽の内容が記載されているもの。

ウ その他

（ア） 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。

（イ） 提出された企画提案書等は、受託者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。ただし、提案の内容については、今後の参考にすることがある。

（ウ） 提出された書類は、受託者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

（エ） 提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び再提出は認めない。

（オ） 全ての提出書類は、返却しない。

8 提案の審査・選定等

（１）審査方法

提出された企画提案書等及び見積書に基づき、「“京都を彩る建物や庭園”所有者交流事業企画運営業務受託候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において選定する。選定委員会は非公開とし、選考の経過等に関する問い合わせ

には応じない。

また、必要に応じて応募事業者には、企画提案に係る説明を求める場合があり、その場合には、応募事業者に別途通知するので、説明ができる者を選定委員会に出席させることとする。

(2) 審査基準

評価項目は次のとおりとし、本事業の趣旨の理解度、企画の水準、実効性、事業実現可能性、取組体制の事業遂行能力その他事情を総合的に評価し選定する。

【企画提案】

- ・本制度の趣旨を理解し、募集内容に基づいた企画提案となっているか。
- ・選定物件所有者が有意義に参加・交流できる内容となっているか。
- ・選定物件の業態に配慮した企画内容となっているか。
- ・民間団体のノウハウを活用したコンテンツとなっているか。
- ・本市が仕様書で要求する項目以外のもので、効果的な追加提案があるか。

【実施体制等】

- ・提案内容を安定的に実施できる体制となっているか
- ・同種又は類似業務の実績は十分であるか

【見積金額】

- ・市場価格等から見て妥当な金額であるか

(3) 決定

選定委員会の審査結果を踏まえて、本市が受託候補者を決定する。

(4) 通知

選定結果については、全ての応募事業者に対して文書で通知する。

(5) 公表

選定の結果、参加した事業者及び評価点、契約の相手方を選定した理由については、京都市のホームページにて公開する。

(6) 契約

選定委員会において受託候補者に選定された者と委託見積限度額の範囲内で交渉し、協議のうえ、契約する。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

9 スケジュール（予定）

令和元年6月 5日（水）	公募開始
令和元年6月12日（水）	仕様書等に対する質問期限
令和元年6月13日（木）	質問に対する回答の公表
令和元年6月14日（金）	参加表明書の提出期限
令和元年6月17日（月）	企画提案書等の提出期限
令和元年6月下旬	選定委員会による企画提案審査、受託候補者の決定

10 その他

- (1) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、随時、本市と連絡調整を行うこと。

- (2) 本事業に係る会計実地検査が行われる場合は、協力すること。
- (3) 本事業を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て本市に帰属するものとする。